

リビングライフグループ主催
ご契約者様だけの特別講座

確定申告講座

贈与申告
～マイナンバーカード利用有～



LIVING LIFE
Co.,Ltd.

贈与税申告(住宅取得資金贈与)

〈注意事項〉

- **住宅ローン控除の申告がある方は住宅ローン控除の申告から行ってください**
- **住宅購入に際して直系尊属（父母・祖父母等）から資金の贈与を受けた際に行う確定申告です**
- **カードリーダーが必要となります**
- **贈与を受けた年の翌年3月15日までにを行う必要があります**
- **契約締結時・消費税率に応じて非課税限度額が変わります**

消費税率10%以外の場合		
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日～令和2年3月31日	1,200万円	700万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,000万円	500万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	800万円	300万円

消費税率10%の場合		
住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～令和2年3月31日	3,000万円	2,500万円
令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,500万円	1,000万円
令和3年4月1日～令和3年12月31日	1,200万円	700万円

必要書類等一覧 ～贈与申告～

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	本籍地の役所	贈与者が直系尊属とわかるもの
<input type="checkbox"/>	贈与を受けた日及び贈与者の生年月日・住所のわかるもの		
<input type="checkbox"/>	贈与を受け取った通帳(写)		名義部分、贈与の確認できる該当ページ
<input type="checkbox"/>	売買契約書・請負契約書(写)	不動産会社	マンション購入者は売買契約書のみ
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの マンション購入者は『建物』のみ
<input type="checkbox"/>	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の証明書類		該当の場合のみ (耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
<input type="checkbox"/>	省エネ住宅取得の確認資料		該当の場合のみ (住宅性能証明書、建設住宅性能評価書等)
<input type="checkbox"/>	令和2年源泉徴収票	勤務先	住宅ローン控除の確定申告をしていない場合
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード		

確定申告書の入力を始めましょう！



国税庁のホームページへアクセス

(インターネットで「[国税庁 確定申告書作成コーナー](#)」を検索)

『所得税の確定申告』をクリック



「確定申告特集」をクリック

令和2年分 特集
確定申告

確定申告会場にお越しになる方へ
 ~会場への入場には**入場整理券**が必要です~
 入場整理券の入手方法等については**こちら**

4

確定申告書等の作成はこちら

画面の案内に沿って金額等を入力することにより
 確定申告書等を作成することができます

「確定申告書等の作成はこちら」をクリック

申告・納税：所得税及び復興特別所得税・贈与税は令和3年3月15日まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は令和3年3月31日まで

【国税庁からのお知らせ】



スマートフォンでの申告が
さらに便利に！



マイナポータルから
控除証明書等を取得！



Chrome x
マイナンバーカード方式
始まります！

作成コーナートップ

お知らせ 一覧

- 2021/01/04 [令和2年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました](#)
- 2021/01/04 [所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（確定申告書等作成コーナー入力マニュアル付き版）を掲載しました](#)
- 2021/01/04 [65万円の青色申告特別控除の適用について（ご注意）](#)

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

5

NEW 作成開始 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

保存データを利用して作成 >

- 途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開

確認する

「作成開始」をクリック

税務署への提出方法の選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

『e-Taxで提出 マイナンバーカード方式』
をクリック

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出 マイナンバーカード方式



- マイナンバーカード及びICカードリーダーライターを利用してe-Taxができます。
- ICカードリーダーライターの代わりに、マイナンバーカード対応のスマートフォンもご利用できます。

☐ [マイナンバーカード対応のスマートフォンの利用方法はこちら](#)

☐ [ICカードリーダーライターの対応機種はこちら](#)

e-Taxで提出 ID・パスワード方式



- 税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用してe-Taxができます。
- 発行された通知は、申告書の控えと一緒に保管してください。
- 発行された通知は、申告書の控えと一緒に保管してください。
- マイナンバーカードリーダーライター

印刷して提出



- 作成した申告書を印刷し、郵送等により提出します。

『ICカードリーダーライターの対応機種はこちら』
より対応機種をご確認ください

★注意★

マイナンバーカードを利用して
パソコンから確定申告を行なう際には
『カードリーダー』が別途必要となります

ICカードリーダーライターの使用方法については
取扱説明書等でご確認ください

e-Taxを行う前の確認

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

e-Taxのご利用のための事前準備を行います

! ご利用のパソコン環境（OS/ブラウザ）は、マイナンバーカード方式によるe-Taxの推奨バージョンではありません。

[推奨環境を確認する方はこちら](#)

事前準備セットアップをご確認ください

事前準備セットアップは確定申告書等作成コーナー及びe-Taxを使用するために必要な環境設定です。

! 事前準備セットアップが確認できませんでした。

事前準備セットアップ（拡張機能）がインストールされていないため、事前準備セットアップが確認できませんでした。最新バージョンの事前準備セットアップ（拡張機能）及び事前準備セットアップが必要となります。以下のボタンより事前準備セットアップのダウンロードを行い、事前準備セットアップ及び最新バージョンの事前準備セットアップ（拡張機能）をインストールしてください。

[事前準備セットアップファイルのダウンロード](#)

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

OS	Windows 8.1 Windows 10
ブラウザ	Internet Explorer 11 Microsoft Edge 86（※1） Google Chrome 86
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

[WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

お持ちのパソコン環境が
e-Taxの利用推奨環境に
該当しているかご確認ください

**対応していない場合、
e-Taxの利用が出来ませんので
ご注意ください**

パソコンの環境が利用推奨環境に
該当していることが確認できたら
赤枠内の
『事前準備セットアップファイル
のダウンロード』をクリック

事前準備セットアップファイルのダウンロード

事前準備セットアップファイルをダウンロードし、デスクトップ等へ保存の上、セットアップファイル

☐ [事前準備セットアップファイルの適用手順はこちら](#)

1

令和2年分事前準備セットアップ

i 事前準備セットアップが正常に実行できない場合は、[こちら](#)をご確認ください。

戻る

2

jizen_setup (2).exe

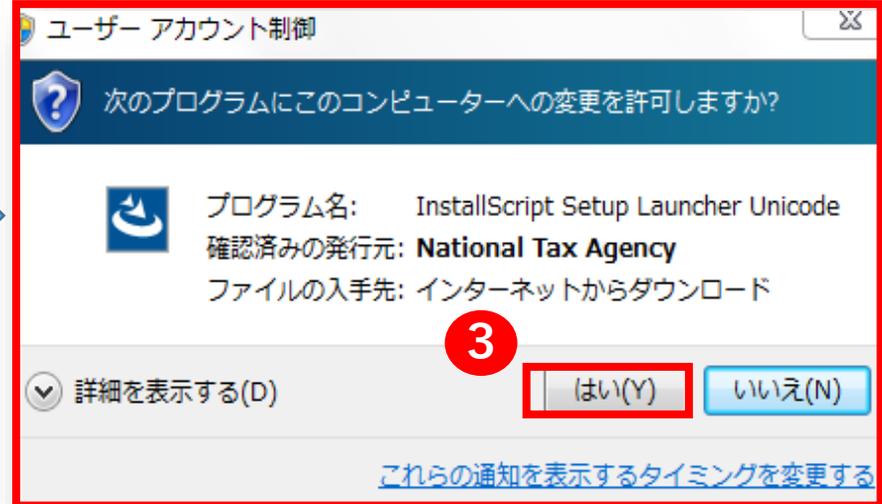
拡大

jizen_setup (2).exe

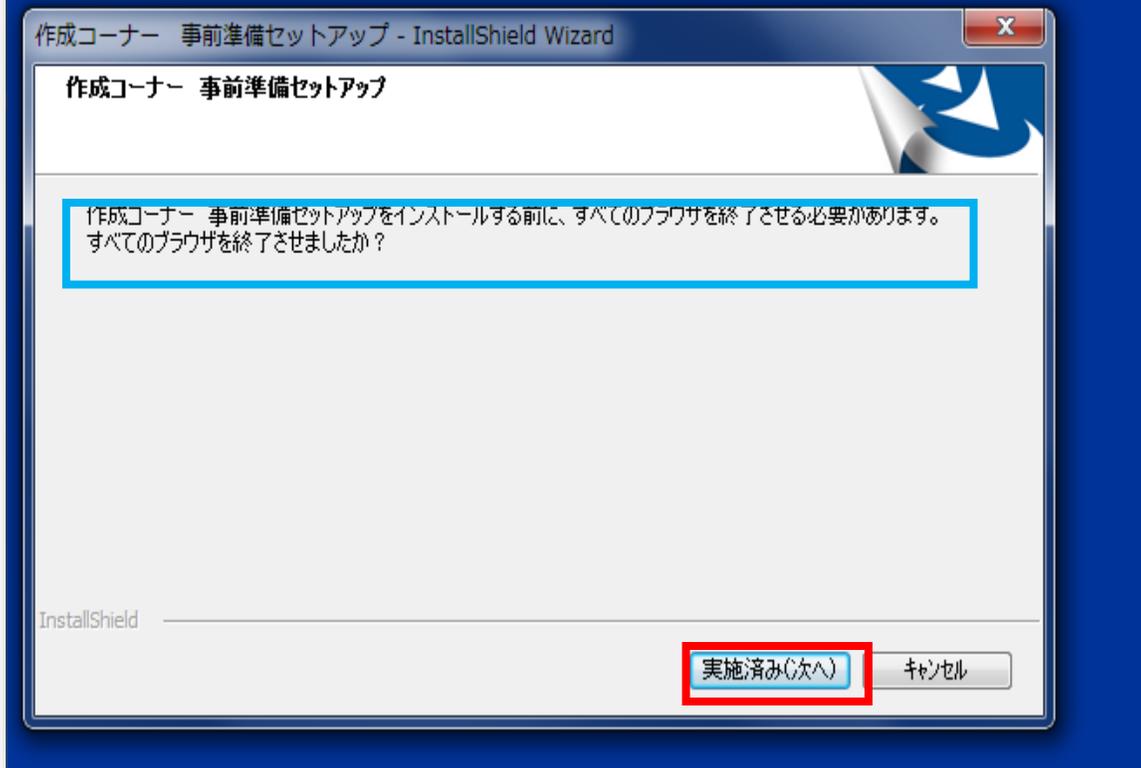
① 『令和2年分事前準備セットアップ』
をクリック

⇒② 『jizen_setup.exe』 をクリック

⇒③ 『はい』 をクリック

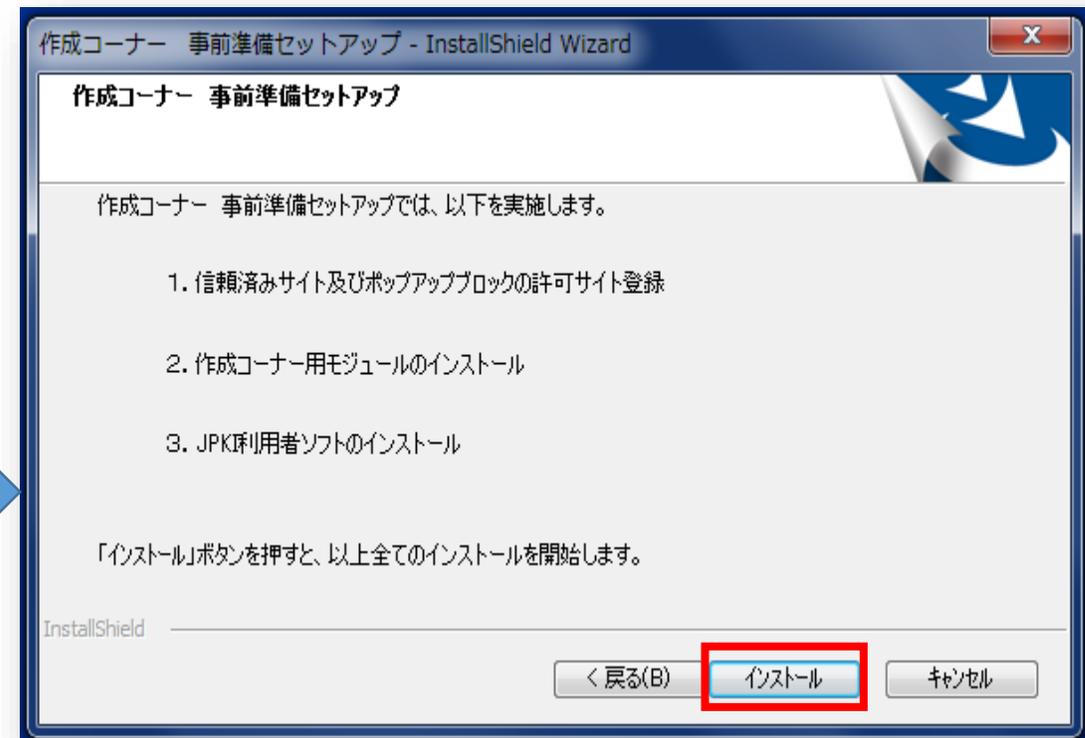


作成コーナー 事前準備セットアップ

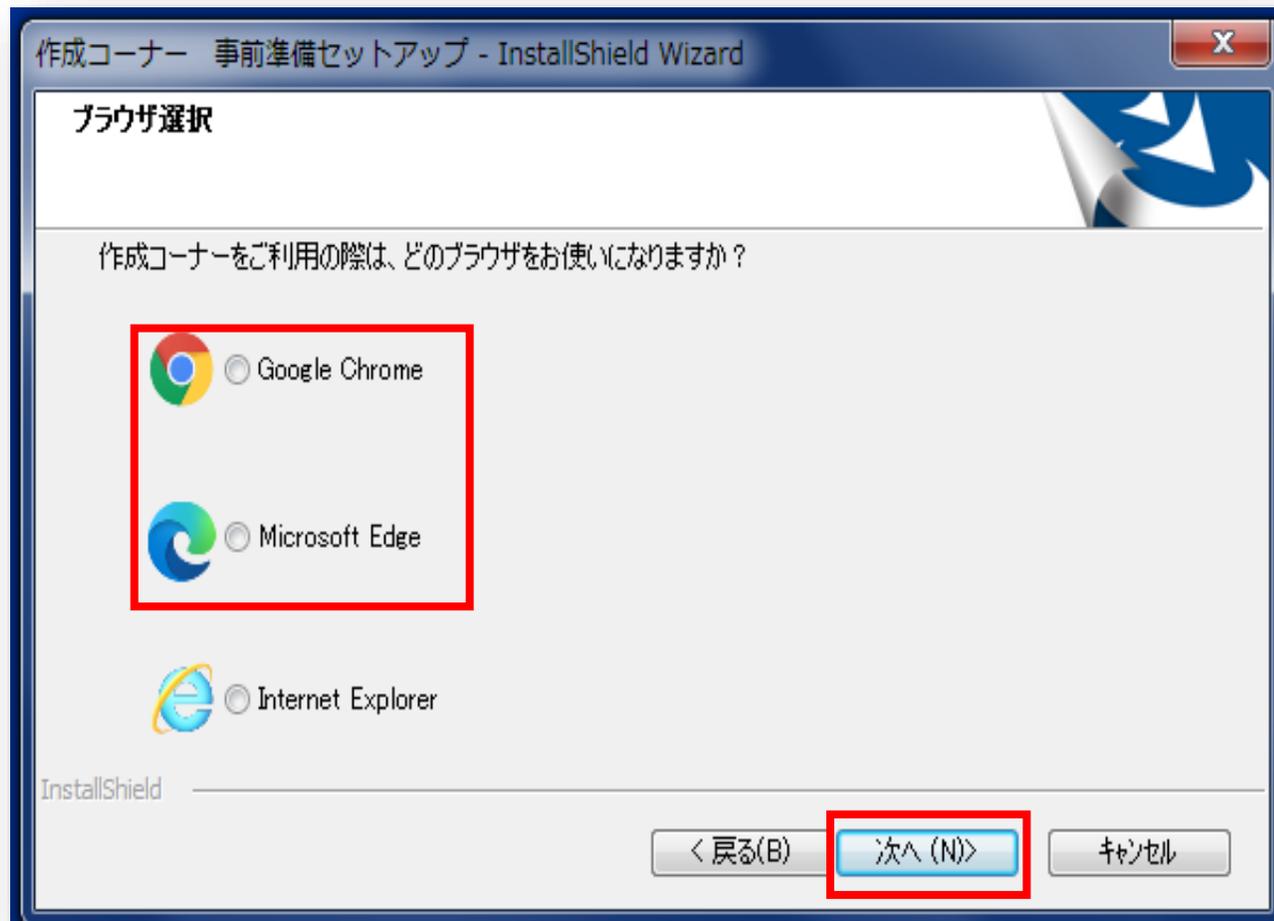


表示されたブラウザをすべて終了後
赤枠内の『**実施済み(次へ)**』をクリック

『作成コーナー事前準備セットアップ』
⇒ 『**インストール**』をクリック



Google Chrome
Microsoft Edgeの場合



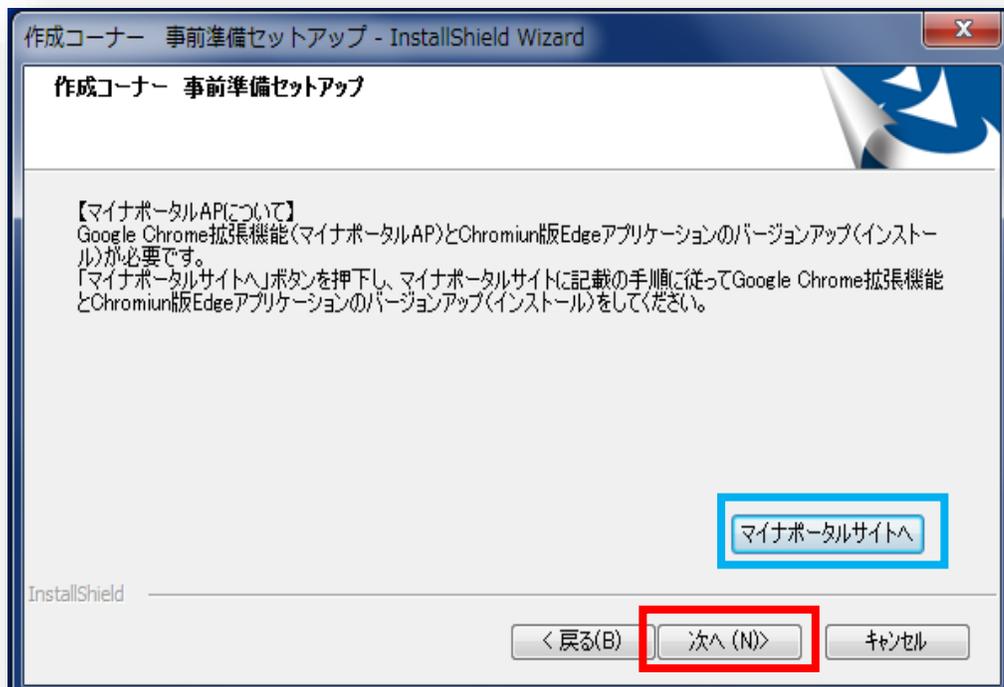
『Google Chrome』

もしくは

『Microsoft Edge』

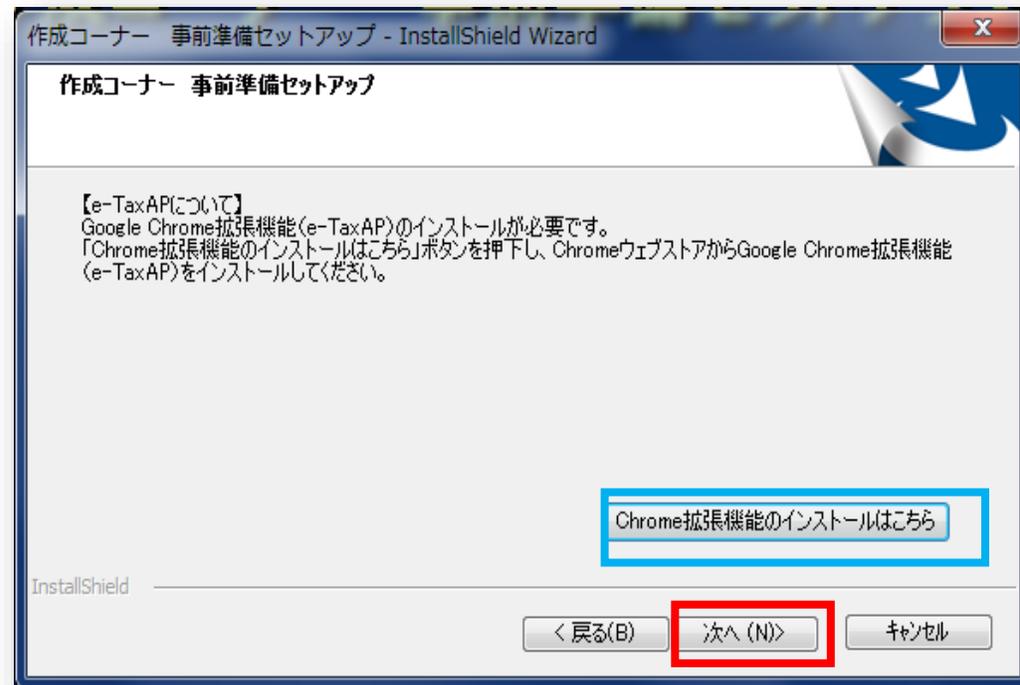
を選択し『次へ(N)>』をクリック

Google Chrome Microsoft Edgeの場合



『マイナポータルサイトへ』を
クリックし表示された画面の手順に
従い操作します

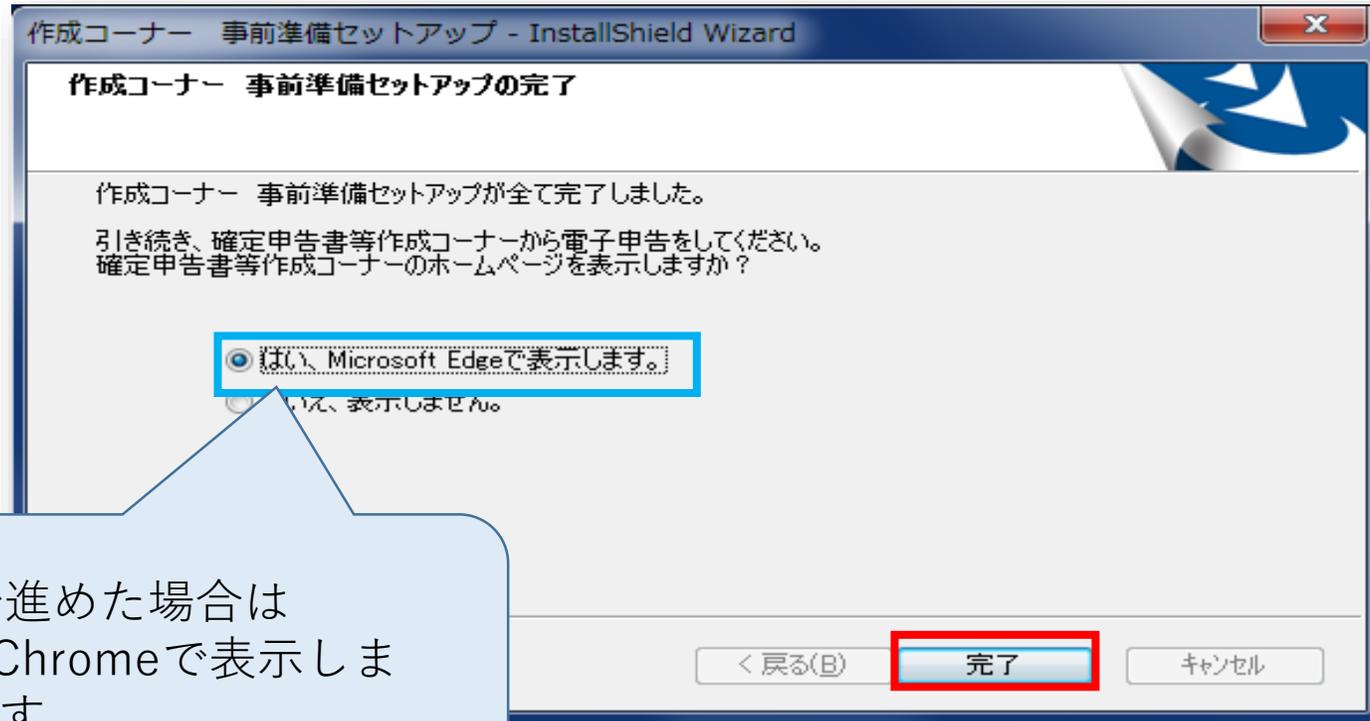
操作完了後
『次へ(N)>』をクリック



『Chrome拡張機能のインストールはこち
ら』をクリックし表示された画面の手順に
従い操作します

操作完了後
『次へ(N)>』をクリック

Google Chrome
Microsoft Edgeの場合

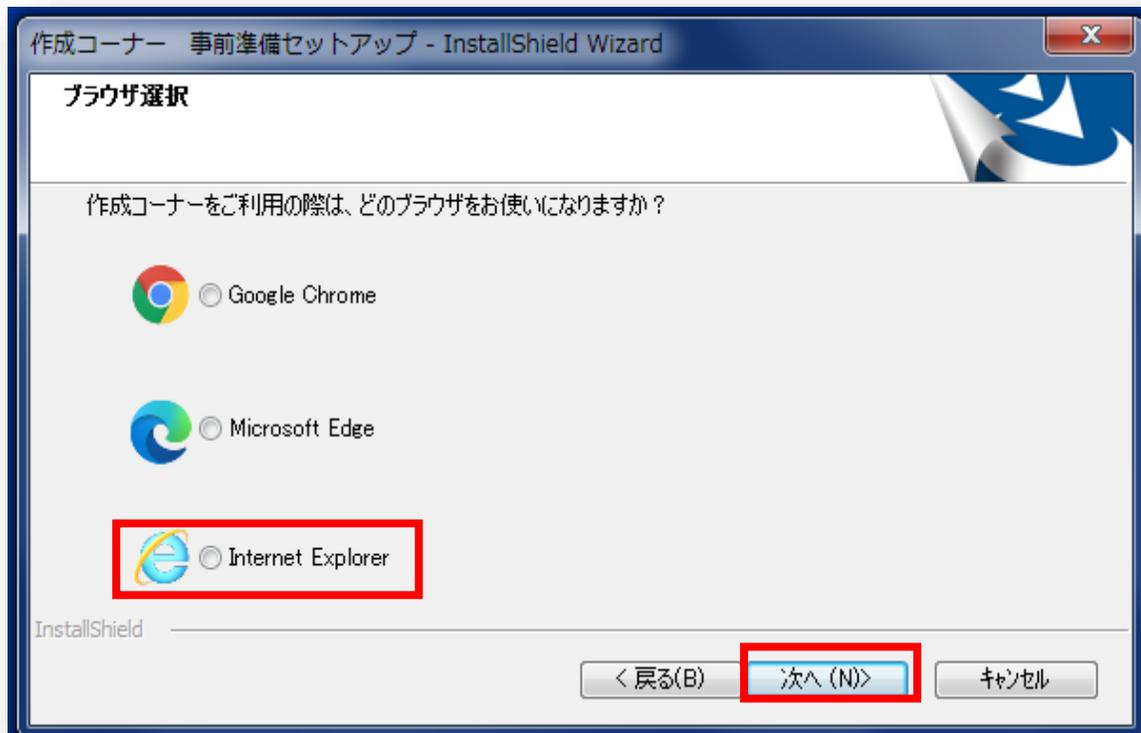


Google Chromeで進めた場合は
『はい、Google Chromeで表示しま
す』と表示されます

『作成コーナー事前準備セットアップの完了』
画面が表示
⇒ 『完了』をクリック

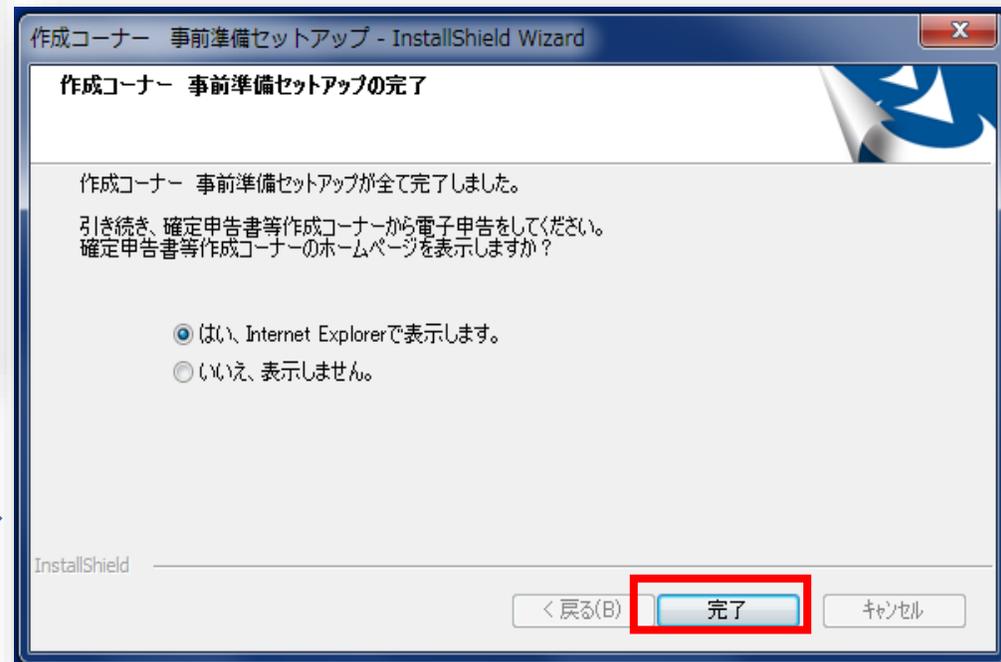
18ページへ

Internet Explorerの場合



『Internet Explorer』を選択し
『次へ(N)>』をクリック

『作成コーナー事前準備セットアップの完了』
画面が表示
⇒ 『完了』をクリック



事前準備のセットアップが完了すると再度この画面に戻ります

一覧

- 2021/01/04 [令和2年分の確定申告書等作成コーナーを公開しました](#)
- 2021/01/04 [所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（確定申告書等作成コーナー入力マニュアル付き版）を掲載しました](#)
- 2021/01/04 [65万円の青色申告特別控除の適用について（ご注意）](#)

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



税務署への提出方法の選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

- マイナポータルから控除証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。利用にあたっての準備作業については以下のリンクからご確認ください。
 - [マイナポータルの準備作業について](#)

税務署への提出方法を選択してください。



作成コーナートップ画面(左)が表示 ⇒ 『作成開始>』をクリック

『e-Taxで提出 マイナンバーカード方式』をクリック

次にマイナンバーカードのパスワード入力がありますので、お手元にご準備ください

e-Taxを行う前の確認

トップ画面 > 事前確認

e-Taxのご利用

事前準備セットアップを確認してください

事前準備セットアップは確定申告書等作成コーナー及びe-Taxを使用するために必要な環境設定です。

i 最新の事前準備セットアップが正常に適用されています。

推奨環境をご確認ください

国税庁において動作を確認した環境です。

『最新の事前準備セットアップが正常に適用されています。』と表示されていることを確認

ページ下部へスクロール

e-Taxを行なう前の確認画面でページ下部の赤枠内『利用規約に同意して次へ』をクリック

	Google Chrome 86
PDF閲覧ソフト	Adobe Acrobat Reader DC

※ 1 ChromiumベースのMicrosoft Edgeが対象となります。

[WindowsとMacintoshの両方の推奨環境を確認する場合はこちら](#)

マイナンバーカードのパスワードをご確認ください

マイナンバーカードを取得した際に市区町村の窓口等で設定した以下のパスワードが必要です。

- 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）（必須）
- 署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）（必須）
- （初めてマイナンバーカード方式を利用する場合で、マイナンバーカードから氏名・住所等の情報を読み取る場合（※）のみ） 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）（任意）

※ 氏名・住所等は、マイナンバーカードから読み取らず直接入力することも可能です。

利用規約をご確認ください

確定申告書等作成コーナーのご利用の際は、利用規約への同意が必要です。

利用規約をご確認いただき、同意された場合は「利用規約に同意して次へ」ボタンをクリックしてください。

[確定申告書等作成コーナーの利用規約はこちら](#)

戻る

利用規約に同意して次へ

マイナンバーカード利用者情報入力①

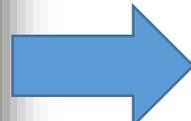
マイナンバーカード認証

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

マイナンバーカードによる認証を行います

マイナンバーカードを利用して、e-Tax利用のための登録状況の確認を行います。
マイナンバーカードをICカードリーダライタにセットし、「マイナンバーカードの読み取り」ボタンをクリックしてください。

■ [ICカードリーダライタの利用方法に関するご質問はこちら](#)



個人番号カード ログイン

公的個人認証 利用者証明用パスワードを入力して下さい。

パスワード(P)

利用者証明用パスワードは数字4桁です。本パスワードは3回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

カードリーダーをパソコンと接続し
マイナンバーカードを読み込みます
カードの差込の向き等読み取り方法はお持ちの
カードリーダーの取扱説明書をご確認ください

上記画面が表示
青枠に『利用者証明用パスワード(数字4桁)』を
入力し『OK』をクリック

**パスワード入力を3回連続で間違えると
マイナンバーカードを利用した確定申告が
出来なくなりますのでご注意ください**

マイナンバーカード利用者情報入力②

※マイナンバーカードはカードリーダーに挿したままで手続きを進めてください※

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

マイナンバーカード方式の利用開始

利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら



利用者識別番号と暗証番号とは

利用者識別番号や暗証番号をお忘れになった方は、「戻る」ボタンを押してください。

初めてe-Taxをご利用される方はこちら



初めてe-Taxをご利用される方はこちら



マイナンバーカード方式の利用開始手続きを行います。
「マイナンバーカード情報の確認へ」ボタンを押してください。

マイナンバーカード情報の確認へ

これまでに「利用者識別番号」を発行し
e-Taxを利用したことがある方は
青枠を選択し表示される画面の指示に従い
手続きを進めてください ⇒**30ページへ**

初めてe-Taxを利用する方は赤枠を
選択してください ⇒**22ページへ**

『**マイナンバーカード情報の確認へ**』
をクリック

マイナンバーカード利用者情報入力③

※マイナンバーカードはカードリーダーに挿したままで手続きを進めてください※

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

受付システム

マイナンバーカード情報の確認

氏名等の情報を入力してください。

入力方法の選択

直接入力する

マイナンバーカードから読み取る

マイナンバーカード情報

マイナンバーカードの読み取り

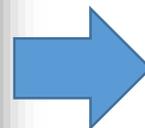
氏名漢字

生年月日

住所

性別

表示された内容に誤りがないかご確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。



マイナンバーカード情報の読み取り

券面事項入力補助用パスワード（4桁）を入力してください。

OK

キャンセル



3回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。

マイナンバーカードが読み取れると「マイナンバーカード情報の読み取り」に移ります
青枠に『券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）』を入力し『OK』をクリック

※パスワード入力を3回連続で間違えるとマイナンバーカードを利用した確定申告が出来なくなりますのでご注意ください

マイナンバーカード利用者情報入力④

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

受付システム

マイナンバーカード情報の確認

氏名等の情報を入力してください。

■ 入力方法の選択

- 直接入力する
- マイナンバーカードから読み取る

■ マイナンバーカード情報

マイナンバーカードの読み取り

氏名漢字

生年月日

住所

性別

表示された内容に誤りがないかご確認の上、誤りがなければ「次へ」ボタンを押してください。

戻る

次へ

マイナンバーカードの読み取りが完了すると

『氏名漢字』
『生年月日』
『住所』
『性別』が表示

内容に間違いが無いか確認し
『次へ』をクリック

マイナンバーカード利用者情報入力⑤

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

よくある質問

利用者情報の入力

利用者情報の入力 → 入力内容の確認 → 送信結果

以下の項目を入力し、『確認』をクリックしてください。

氏名等の入力

氏名(フリガナ) ※必須	セイ: <input type="text"/> (例)コクゼイ	メイ: <input type="text"/> (例)タロウ (全角カタカナ)
氏名 ※必須	姓 <input type="text"/>	名 <input type="text"/> <input type="button" value="編集"/>
生年月日 ※必須	<input type="text"/> <input type="button" value="編集"/>	
性別	<input type="text"/> <input type="button" value="編集"/>	
電話番号	<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> (半角数字)	
職業(事業内容) ※必須	<input type="text"/> (全角)	

納税地及び提出先税務署の入力

郵便番号	<input type="text"/> (例)100-8878 (半角数字) <input type="button" value="郵便番号から住所と提出先税務署を検索"/>
住所 ※必須	都道府県市区町村 <input type="text"/> <input type="button" value="市区町村選択"/> (都道府県市区町村は直接入力できません。) (上段) <input type="text"/> (全角) (住所(上段)については、都道府県市区町村と合わせて28文字以内で入力してください。)

『利用者情報の入力』
ページ下部まで
赤枠空欄を埋めていきます

記入例：
会社員(サービス業)など

マイナンバーカード利用者情報入力⑥

税務署へ事業所等を納税地として届け出ている方は入力してください。

チェックボックスにチェックすると、事業所の所在地が入力できます。

提出先税務署の選択

提出先税務署 ※必須	リストから(1)都道府県を選択し、(2)税務署名を選択してください。 (1)都道府県 <input type="text"/> (2)税務署 <input type="text"/> 所轄の税務署は こちら からご確認ください。
----------------------	--

納税用確認番号等の入力

納税用確認番号 ※必須 納税用確認番号とは	電子納税用の暗証番号です。 半角数字6桁を入力してください。 <input type="text"/> (半角数字)
納税用カナ氏名・名称 ※必須 納税用カナ氏名・名称とは	電子納税時にATM等に表示されるご自身の氏名・名称です。 必要があれば、すべて半角の24文字以内で更新してください。 <input type="text"/>

メールアドレス等の初期登録

チェックボックスにチェックすると、メールアドレス等を登録できます。
※なお、メールアドレス等は、e-Taxホームページよりログインいただくと、登録・変更が可能です。

その他参考事項等の入力

チェックボックスにチェックすると、整理番号、参考となる事項の入力が可能です。

自営業等の方で事業所等を納税地として届け出ている方はチェックボックスをクリックして入力してください

提出先税務署はマイナンバーカードの住所地から管轄の税務署が表示されます

納税要確認番号新しく6桁の数字をお決めください

マイナンバーカード利用者情報入力⑦

メールアドレス等の初期登録

チェックボックスにチェックすると、メールアドレス等を登録できます。
※なお、メールアドレス等は、e-Taxホームページよりログインし、ただくと、登録・変更が可能です。

登録されたメールアドレスに、確定申告に関するお知らせ(所得税及び復興特別所得税の確定申告期間、納期限、振替日、振替利用金融機関、予定納税額等)や電子納税証明書の発行確認等を電子申告・納税システムのメッセージボックスに格納した場合に、その旨をお知らせします。 [さらに詳しく](#)

メインメールアドレス
[メールアドレスの入力について](#)

ご注意
メールアドレスを誤って入力されますと、お知らせメール等が誤送信される可能性があります。メールアドレスはお間違えのないよう入力してください。

(半角英数)
確認のためもう一度入力してください。
 (半角英数)

サブメールアドレス1
 (半角英数)
確認のためもう一度入力してください。
 (半角英数)

サブメールアドレス2
 (半角英数)
確認のためもう一度入力してください。
 (半角英数)

お知らせメールに宛名を表示する場合は、左の四角にチェックの上、宛名を入力してください。

お知らせメールへ表示する宛名
[宛名の入力について](#)

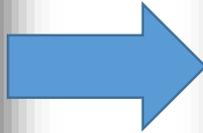
ご注意
宛名を登録し、ただくと、e-Taxからのお知らせメールに宛名が表示されます。宛名を設定する場合、メインメールアドレスに案内メールを送信しますので、案内メールの確認を行ってください。 [さらに詳しく](#)

メールの到達確認が完了するまでは、e-Taxからのお知らせメールに宛名は表示されません。

お知らせメールへ表示する宛名を30文字以内で入力してください。
 (全角)

その他参考事項等の入力
 チェックボックスにチェックすると、整理番号、参考となる事項の入力が可能です。

『メールアドレス等の初期登録』のチェックボックスをクリックしメールアドレスを入力します



メインメールアドレスを入力するとサブメールアドレスの入力が出てきます。複数登録したい方は入力してください。

お知らせメールへ表示する宛名が表示されますので変更する場合は変更してください。

すべて入力が完了したら赤枠内『確認』をクリック

お知らせメールに宛名を表示する場合は、左の四角にチェックの上、宛名を入力してください。

お知らせメールへ表示する宛名
[宛名の入力について](#)

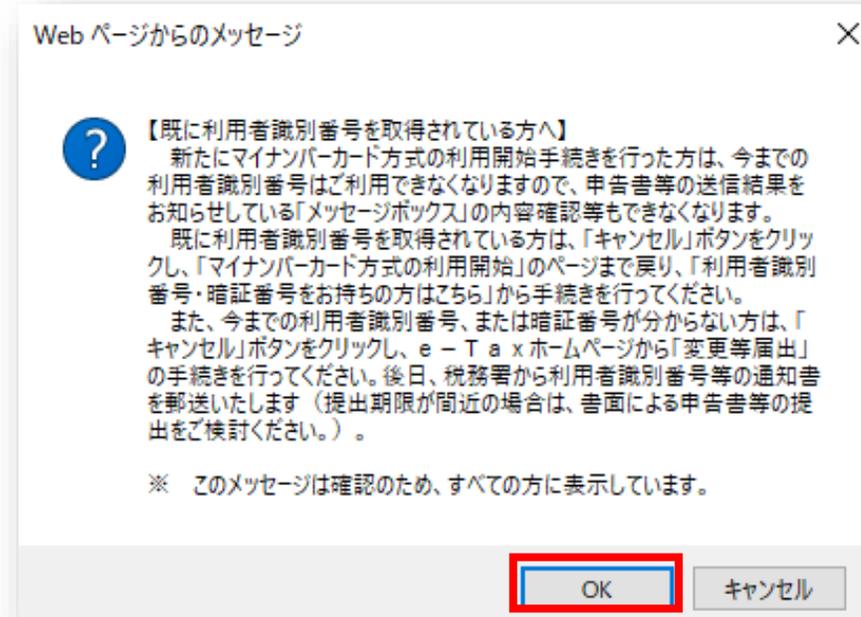
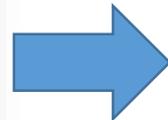
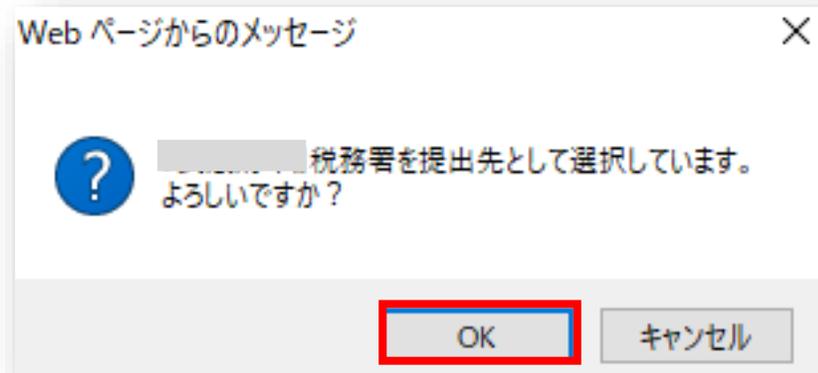
ご注意
宛名を登録し、ただくと、e-Taxからのお知らせメールに宛名が表示されます。宛名を設定する場合、メインメールアドレスに案内メールを送信しますので、案内メールの確認を行ってください。 [さらに詳しく](#)

メールの到達確認が完了するまでは、e-Taxからのお知らせメールに宛名は表示されません。

お知らせメールへ表示する宛名を30文字以内で入力してください。
 (全角)

その他参考事項等の入力
 チェックボックスにチェックすると、整理番号、参考となる事項の入力が可能です。

マイナンバーカード利用者情報入力⑧



提出先税務署の確認が表示
⇒ 『OK』 をクリック

続いて『利用者識別番号を取得している方へ』
という注意喚起のメッセージが表示
⇒ 『OK』 をクリック

マイナンバーカード利用者情報入力内容確認

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

よくある質問

入力内容の確認

利用者情報の入力 → **入力内容の確認** → 送信結果

入力内容の確認

以下の内容で間違いがあれば、『送信』をクリックしてください。
内容を訂正する場合は『訂正』をクリックしてください。

提出年月日	
氏名(フリガナ)	
氏名	
生年月日	
性別	
電話番号	

職業(事業内容)	
郵便番号	
住所	
事業所等の所在地	郵便番号
	住所
	電話番号
提出先税務署	
納税用確認番号	
納税用力ネ氏名・名称	
メインメールアドレス	
サブメールアドレス1	
サブメールアドレス2	
お知らせメールの宛名表示区分	
お知らせメールへ表示する宛名	
整理番号	
参考事項	

納税用確認番号は大切に保管してください。
送信する前に、印刷、保存をお勧めします。
訂正する場合は、「訂正」ボタンをクリックしてください。

訂正 印刷 保存 **送信**

入力内容確認画面が表示されますので、内容を確認します
青枠内の『**保存**』をクリックし、データ保存をお願いします
保存完了後、赤枠内『**送信**』をクリックします

利用者識別番号確認

利用者識別番号の通知希望確認

・「送信」ボタンを押すと、マイナンバーカード方式の登録が完了します。これは、開始届出書を送信したことに同じ意味を持ちます。

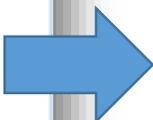
・次回からマイナンバーカードでログインすることで、利用者識別番号の入力が省略できますが、電子納税や税理士への依頼などを予定されている方については、利用者識別番号が必要になる場合がありますので、必要な方には利用者識別番号を通知しています。

・利用者識別番号の通知を希望されない方は、チェックボックスのチェックを外してください。

利用者識別番号の通知を希望する

OKボタンを押すと送信が行われます。

OK キャンセル



利用者情報の入力

利用者情報の入力 → 入力内容の確認 → 送信結果

送信結果

様

送信された内容を受け付けました。
受付番号:
提出年月日: 令和3年1月16日
提出先: 税務署

マイナンバーカード方式の登録が完了しました。
次回からマイナンバーカードでログインすることで、以下の利用者識別番号の入力が省略できます。

利用者識別番号

※ 電子納税や税理士への依頼などを予定されている方については、利用者識別番号が必要になる場合がありますので、必要に応じて保存又は印刷を行ってください。

※ 利用者識別番号はe-Taxの受付システムにログイン後、「利用者識別番号の通知・確認」から、いつでも確認することができますので、保存又は印刷の必要がなければそのまま次へ進んでください。

※ 登録したメールアドレスにお知らせメールを送信しましたので、確認してください。
メールが届かない場合は、登録したメールアドレスが誤っている場合がありますので、確認をお願いします。

※ お知らせメールに表示する宛名は現在登録中です。
メインメールアドレスに送信した案内メールの確認を行ってください。
案内メール確認期限: 令和3年1月17日 22:14
メールの確認が終わるまで、お知らせメールに宛名は表示されません。

印刷 保存

次へ

『利用者識別番号の通知希望確認』が表示
⇒そのまま『OK』をクリック

『送信結果』が表示
青枠内『保存』からデータ保存をお願いします
(印刷でも可
印刷した場合は大切に保管してください)

保存完了後、赤枠内『次へ』をクリックします

以上でマイナンバーカードを利用しての
e-Taxの利用が出来るようになりました

事前準備① 贈与税のみの申告の方

国税庁
令和2年分 確定申告書等作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

i 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和2年分の申告書等の作成 ▼

過去の年分の申告書等の作成 ▼

トップ画面へ戻る

令和2年分の申告書等の作成の「▼」をクリックすると表示される「贈与税」をクリック

29ページへ

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

i 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和2年分の申告書等の作成 ▲

所得税	決算書・収支内訳書	消費税	贈与税
<ul style="list-style-type: none">所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。	<ul style="list-style-type: none">事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。	<ul style="list-style-type: none">個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。	<ul style="list-style-type: none">財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

過去の年分の申告書等の作成 ▼

トップ画面へ戻る

事前準備①-1 住宅ローン控除の申告もされた方

申告書を印刷した後の作業について

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

i 来年の申告・納税はe-Taxで！
e-Taxのご利用には、マイナンバーカードをご用意ください。（PCで申告する場合はICカードリーダーもご用意ください。）
マイナンバーカードとICカードリーダーをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

入力データの保存	入力データを保存しておくことで、来年の申告書等の作成に利用することができます。 入力データを保存する
補完記入・押印	以下のリンクを開いて納税地・氏名等の記載方法を確認し、押印や必要に応じて手書きで記入してください。 申告書B第一表 申告書B第二表
添付書類の提出準備	以下の添付書類を準備してください。 書類名をクリックすると、見本を確認することができます。 医療費控除の明細書 医療費控除を受けるために必要な医師等が発行したおむつ証明書などの証明書等（該当する方のみ） 寄附した団体等から受け取った寄附金の受領証等
アンケートのお願い	ご意見の改善のため、アンケートにご協力ください。 アンケートの回答は任意です。 アンケートに回答する
他の申告書等を作成する方へのご案内	住所・氏名等の情報を引き継いで消費税や贈与税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。 作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。 他の申告書等を作成する

[前に戻る](#) [終了する](#)

所得税の確定申告書を
作成完了画面を最下部へスクロール

『他の申告書を作成する』を
クリックすることで
所得税の確定申告書のデータを
引き継ぐことができます

事前準備①-2 住宅ローン控除の申告もされた方

確認

❓ 入力した情報を引き継いで、他の申告書等を作成しますか？
(TA-W700002)

はい いいえ

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

ⓘ 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和2年分の申告書等の作成

所得税 • 所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。	決算書・収支内訳書 • 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。	消費税 • 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。	贈与税 • 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。
---	--	--	--

作成済み

過去の年分のデータの読込

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

贈与税の過去の年分の申告書データを読み込みます

読み込み可能なデータは平成28年分から令和元年分のデータです

※ 令和2年分のデータはこの画面で読み込むことができません。
トップ画面の「保存データを利用して作成」ボタンをクリックし、次の画面で「作成再開」を選択して読み込んでください。

- ❑ 操作手順を画面で確認する場合はこちら
- ❑ データを保存した場所が分からない場合はこちら

→ データを読み込まずに贈与税の申告書を作成開始

『過去の年分データの読込』画面に移行
「※令和2年分のデータはこの画面では読み込むことができません。」と表示されますが、ページ下部へスクロールし『**データを読み込まずに贈与税の申告書を作成開始**』をクリック

事前準備②

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

贈与税の申告書の作成を開始する前に

贈与税の申告書の作成を開始する前に

贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評価する必要があります。
贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてください。

※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することができない場合がありますので、事前に[ご利用になれない方](#)をご確認ください。

贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご覧になりたい方は、[よくある質問の財産の評価](#)をご覧ください。
なお、贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で[路線価方式](#)により評価を行う方で、一定の場合に該当する方は、[土地等の評価明細書作成コーナー](#)を利用して財産の評価を行うことができます。

**贈与税の申告書作成開始
(贈与税の申告書作成コーナーへ)**

財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。

※ 現金、預金などの贈与を受けた方や、相続時特精算課税制度の適用を受ける方も左のボタンをクリックしてください。

**土地等の評価明細書作成開始
(土地等の評価明細書作成コーナーへ)**

土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボタンをクリックしてください。

なお、事前に[ご利用になれない方](#)及び[入力に必要な書類](#)をご確認ください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

作成開始 > 提出方法の選択等 > 財産入力 > 計算結果 > 住所・氏名等の入力

作成開始

贈与税申告書作成開始

※ e-Taxで贈与税の申告を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。
なお、イメージデータ(PDF形式)による添付書類の提出については、e-Taxで贈与税の申告を行った後の手順となります。
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

< 戻る

『贈与税の申告書作成開始
(贈与税の申告書作成コーナーへ)』をクリック

事前準備③

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用状況

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

作成開始 > 提出方法の選択等 > 財産入力 > 計算結果 > 住所・氏名等の入力

提出方法の選択等

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法【必須】

- e-Taxにより税務署に提出
- 印刷して税務署に提出

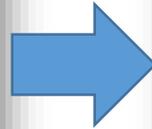
生年月日

あなた(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。
入力した生年月日は、申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用します。

生年月日【必須】 年 月 日

< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ) >

ご自身の生年月日を入力し『入力終了(次へ)>』をクリック
住宅ローン控除の申告からデータを引き継いだ方は入力されています



マイナンバーカード
取得財産の入力

当西西の入力例

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に従って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます)。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与 (基礎控除額 110万円)

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産 (配偶者控除額 最高2,000万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産 (特別控除額 最高2,500万円)

< 戻る(提出方法の選択等へ) 入力データの一時保存(作成を申請する場合) 入力終了(次へ) >

住宅取得資金贈与の申告の場合こちらをクリック

配偶者控除の特例 相続時精算課税制度を利用希望の方は 税務署または税理士にご相談ください

※『配偶者控除の適用を受ける財産』については1985年以降に生まれた方は表示されません

住宅取得等資金の非課税制度の申告①

マイナンバーカード

非課税の適用要件チェック(その1)

当画面の入力例

※ このチェックは住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続特算課税選択の特例における適用要件チェックを兼ねています(下記1及び下記3の項目1から項目3までについては、除きます。)

1 平成27年分から令和元年分までの「住宅取得等資金の非課税」の適用有無を選択してください。
【必須】

あなたは、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか。

いいえ はい

2 資金の使途について選択してください。
【必須】

住宅用の家屋の新築若しくは取得をしたか、又は既に居住している家屋の増改築等を行いましたか。

新築又は取得 増改築等

3 特例適用要件チェック

※ 既に特例の適用要件に該当することを確認済みの方(「災害に関する税制上の措置」の適用を受ける方を除きます。)、は、「特例適用要件確認済」として次へボタンをクリックしてください。
下の要件の確認を省略し次の画面に進むことができます。

特例適用要件確認済として次へ

● 「受贈者」に関する事項

	チェック
1 あなたは、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属(子や孫など)ですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
2 あなたの令和2年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000万円以下ですか。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
3 あなたは、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。	<input type="radio"/> いいえ <input type="radio"/> はい

すべての項目にお答えください

すべての質問で左側の回答にチェックが付かない場合
住宅取得資金贈与の特例が利用できません

入力完了後『入力終了(次へ)>』をクリック

● 「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

4 新築又は取得をした住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築(これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)をし、又はこれらの人から取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をしたものですか。

いいえ はい

5 令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築(その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。)又は取得(その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。)をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。

はい いいえ

令和3年3月15日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了(新築の工事の完了に準ずる状態を含みます。)又は住宅用の家屋の取得をしていますか。

(注)1 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根(その骨組みを含みます。)を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。

6 2 「取得」の場合には、上記1の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てられている場合であっても、令和3年3月15日までにその引渡しを受けていなければなりません。

はい いいえ

3 受贈者が「住宅用の家屋」を所有する(共有持分を有する場合も含まれます。))とならなければ、この特例の適用を受けることはできません。

7 新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積(区分所有建物の場合はその専有部分の床面積)は50㎡以上240㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の1/10以上相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。

はい いいえ

● 住宅用の家屋の新築のための金銭の贈与を受けた方

【住宅用の家屋の「取得」をした人のみチェックしてください。】

取得をした住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。

① 建築後使用されたことのない住宅用の家屋

② 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、その取得の日以前20年以内(耐火建築物の場合は25年以内)に建築されたもの

※ 「耐火建築物」とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。

③ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、耐震基準に適合するものとして「耐震基準適合証明書」などにより証明されたもの

④ 建築後使用されたことのある住宅用の家屋(上記②及び③のいずれにも該当しないものに限ります。)で、その住宅用の家屋の取得の日までに同日以後その住宅用の家屋の耐震改修を行うことにつき「建築物の耐震改修の計画の認定申請書」などの申請書類に基づいて都道府県知事などに申請し、令和3年3月15日までにその耐震改修によりその住宅用の家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき、「耐震基準適合証明書」などの証明書等により証明がされたもの

はい いいえ

● 「あなたの居住」に関する事項

8 贈与を受けた時に、あなたは、日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有していましたか。(注)

はい いいえ

(注) 日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、住居法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」を選んでください。

9 あなたは、既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか(居住していない場合には、令和3年12月31日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。)

はい いいえ

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

「はい」を選択すると床面積の入力欄が表示されます
全部事項証明書(建物)をご確認ください

住宅取得等資金の非課税制度の申告①

マイナンバーカード

非課税の適用要件チェック(その2)

当画面の入力例

1 住宅の種類についての入力

あなたが新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋は、**省エネ等住宅**に該当しますか？
【必須】

はい いいえ

2 契約年月日の入力

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日を入力してください。

住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結をした年月日
【必須】

- 選択 - ▾ □年 □月 □日

3 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出についての入力

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、提出年月日及び提出先税務署名を選択してください。

(1) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日

令和 ▾ □年 □月 □日

(2) 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した税務署

都道府県: - 選択してください - ▾

税務署名: ▾

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

すべての項目にお答えください

契約年月日を入力すると
消費税率について
質問が追加されますので
もれなくご回答ください

入力完了後

『**入力終了(次へ)**>』をクリック

所得税の確定申告を行なっている方は
こちらの内容を入力することで
「令和2年分源泉徴収票」の
提出が不要となります

住宅取得等資金の非課税制度の申告③-1

マイナンバーカード

非課税の適用を受ける財産の入力 (一般住宅 特別住宅資金 非課税限度額 2500万円)

当画面の入力例

他の贈与者から受けた贈与についても住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、「取得財産の入力」画面又は後に表示される「取得財産の入力(非課税)」画面の「贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する」ボタンから入力してください。

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

1 贈与者(財産をあげた方)の入力方法を選択してください。

● 新たに贈与者を登録する

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ
【必須】

[各全角カナ11文字以内]

セイ:

メイ:

(2) 贈与者の氏名 漢字
【必須】

[各全角10文字以内]

姓:

名:

(3) 贈与者の住所

[全角40文字以内]

(4) 贈与者の生年月日
【必須】

- 選択 - 年 月 日

(5) 贈与者の続柄
【必須】

[その他は全角3文字以内]

- 選択してください -

贈与を受けた金額が

①住宅取得資金贈与の非課税枠の金額内の方
⇒次ページへ

②住宅取得資金贈与の非課税枠の金額を超える方
⇒40ページへ

※非課税枠については2ページ参照

贈与者(父母、祖父母等)の内容を入力してください

住宅取得等資金の非課税制度の申告③-2(非課税枠内の贈与の場合)

1 回目に贈与を受けた内容を入力

財産の所在地について
普通預金に振込で贈与を受けた場合
⇒三菱UFJ銀行〇〇支店等

(1)贈与により取得した日
⇒ 2 回目に贈与を受けた日を入力

(2)所在地
⇒3回以上に分けて受け取っている場合は
『別紙の通り』と入力してください
税務署へのその他提出書類とあわせて
各項目の詳細が分かるように
ご自身で書類を作成・添付して提出します

(3)住宅取得等資金の金額
⇒ 2 回目以降に受けた贈与金額を
合計して入力

住宅取得資金として贈与を受けた合計額を入力

内容をすべて入力後クリック

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】 令和 2 年 月 日

(2) 財産の所在地
【全角40文字以内】
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 住宅取得等資金の金額
【必須】 [10桁以内] 円

2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)

当画面の入力例

(1) 財産を贈与により取得した日
令和 2 年 月 日

(2) 財産の所在地
【全角40文字以内】
※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 住宅取得等資金の金額
【10桁以内】 円

3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○ 特別住宅資金非課税限度額は 25,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高2,500万円)
【必須】 [8桁以内] 円
※ 上記1の欄と書ける金額のみ入力してください。

< 戻る 入力内容をクリア 入力終了(次へ) >

住宅取得等資金の非課税制度の申告④

マイナンバーカード
取得財産の入力(非課税)

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

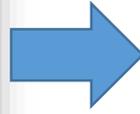
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に 算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	山田 和夫	10,000,000円	10,000,000円	0円	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る(適用要件チェックへ) > **入力終了(次へ)>**



マイナンバーカード
取得財産の入力

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に 算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	山田 和夫	10,000,000円	10,000,000円	0円	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。

修正(適用要件チェックへ)

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与(基礎控除額 110万円) 一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円) 配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円) 相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

* 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

< 戻る(提出方法の選択等へ) > 入力データの一時的保存(作業を中断する場合) **入力終了(次へ)>**

住宅取得資金の非課税制度以外を利用しない場合
⇒ 『入力終了(次へ)>』をクリックし**23ページ**へ

住宅取得資金贈与の非課税制度以外に
暦年課税制度を利用した贈与がある方は
青枠内『**一般の贈与(基礎控除110万円)**』をクリック
⇒ **次ページ**へ

暦年課税制度申告①

マイナンバーカード

一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ
【必須】

[各全角カナ11文字以内]

セイ:

メイ:

(2) 贈与者の氏名 漢字
【必須】

[各全角10文字以内]

姓:

名:

(3) 贈与者の続柄
【必須】

[その他は全角3文字以内]

- 選択してください -

※ 贈与者の続柄が配偶者の父母などの場合は、その他を選択してください。

- 選択 - 年 月 日

(4) 贈与者の生年月日
【必須】

(5) 贈与者の住所

[全角40文字以内]

※ 親子縁組により年の途中で贈与者の直系尊属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

住宅取得等資金贈与の特例の金額を
超えて贈与を受けた場合

もしくは

購入物件の引渡後に贈与を受けた場合

にはご入力ください

例)

①住宅取得資金贈与の非課税枠が2500万円
に対して、2600万円の贈与を受けた場合

②引渡日が令和2年1月29日だが
令和2年3月1日に贈与を受けた場合など

贈与者(父母・祖父母)の内容を入力

入力後『入力終了(次へ) >』をクリック

暦年課税制度申告②

マイナンバーカード 特別贈与財産

赤枠内をすべて入力

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力)

当画面の入力例

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

(1/15件目を入力中)

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日 【必須】	令和 2 年 月 日
(2) 贈与を受けた財産の種類 【必須】	種類 - 選択してください -
(3) 贈与を受けた財産の細目 【必須】	細目
(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等	利用区分 銘柄・名称等
(5) 財産の所在地 ※ 預貯金、有価証券及び生命保険金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。 ※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。	【主要の文字入力】

(2)財産の種類について：金銭での贈与の場合
⇒『現金、預貯金等』を選択

(3)財産の細目について：財産の種類を
『現金、預貯金等』を選択すると
自動で表示されます

金銭での贈与以外の場合は
税務署、税理士にご相談ください

該当する項目を選択

預貯金等の場合は
金融機関名、支店名を入力

次ページへ
続く

暦年課税制度申告③

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

[財産の評価方法はこちら](#)

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量 (㎡、株数等) ※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] _____ (㎡、株数等)
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] _____ / _____
財産の単価 (路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり)	[10桁以内] _____ 円 <input type="button" value="計算"/>

固定資産税評価額 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 ※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] _____ 円
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] _____ / _____
固定資産税評価額に掛ける倍率 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。	[4桁以内] _____ 倍 <input type="button" value="計算"/>

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額 【必須】	[10桁以内] _____ 円
---------------	-----------------

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

現金、預貯金等で贈与を受けた場合は
入力不要

贈与を受けた金額を入力
110万円を超える場合は
贈与税がかかります

すべて入力後
『入力終了(次へ) >』をクリック

暦年課税制度申告④

マイナンバーカード 持物贈与財産

取得財産の入力(一般の贈与)

当画面の入力例

贈与者名: 山田 雅子

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 普通預金	令和2年7月4日 1,000,000円	修正	削除

一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する

< 戻る 入力終了(次へ) >

暦年課税制度での入力内容の
確認画面が表示されます
内容を確認後
『入力終了(次へ)>』をクリック
⇒42ページへ

住宅取得等資金の非課税制度の申告③-2(非課税枠超の贈与の場合)

2-1 財産を取得した日、金額等を入力してください。(1回目)

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】

令和 2 年 月 日

(2) 財産の所在地
【全角40文字以内】

※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 住宅取得等資金の金額
【必須】

[10桁以内] 円

2-2 財産を取得した日、金額等を入力してください。(2回目以降)

当画面の入力例

(1) 財産を贈与により取得した日

令和 2 年 月 日

(2) 財産の所在地
【全角40文字以内】

※ 預貯金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

(3) 住宅取得等資金の金額

[10桁以内] 円

3 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金額を入力してください。

○特別住宅資金非課税限度額は 25,000,000 円です。

非課税の適用を受ける金額(最高2,500万円)
【必須】

※ 上記1の欄書きに基く金額のみ入力してください。

[6桁以内] 円

< 戻る

入力内容をクリア

入力終了(次へ) >

1 回目に贈与を受けた内容を入力

財産の所在地について
普通預金に振込で贈与を受けた場合
⇒三菱UFJ銀行〇〇支店等

(1)贈与により取得した日
⇒ 2 回目に贈与を受けた日を入力

(2)所在地
⇒3回以上に分けて受け取っている場合は
『別紙の通り』と入力してください
税務署へのその他提出書類とあわせて
各項目の詳細が分かるように
ご自身で書類を作成・添付して提出します

(3)住宅取得等資金の金額
⇒ 2 回目以降に受けた贈与金額を
合計して入力

青枠内非課税上限金額を入力

内容をすべて入力後クリック

住宅取得等資金の非課税制度の申告③-3(非課税枠超の贈与の場合)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

非課税の適用を受ける財産の入力 > 課税制度選択

書面提出

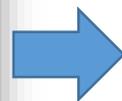
課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。
なお、今回の贈与者から令和元年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」のボタンをクリックしてください。

暦年課税 暦年課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税 相続時精算課税の適用を受ける場合は左のボタンをクリックしてください。

< 戻る



国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

財産入力 > 適用条件チェック(その1) > 適用条件チェック(その2) > 取得財産の入力(非課税)

書面提出

取得財産の入力(非課税)

当画面の入力例

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税(価格)に 算入される金額	修正ボタン	削除ボタン
				選択した課税制度		
1	山田 和夫	26,000,000円	25,000,000円	1,000,000円 暦年課税	修正	削除

贈与者(非課税の適用を受ける財産)を追加する

他の贈与者から住宅取得等資金の贈与がある場合には、左のボタンをクリックしてください。

< 戻る(適用条件チェックへ) **入力終了(次へ)>**

左の画面が表示される為、『**暦年課税**』を選択
右の画面に移行するため、『**入力終了(次へ)>**』を選択

※左の画面で『**相続時精算課税**』を
ご利用になりたい方は税理士、税務署へご相談ください

内容確認

マイナンバーカード
取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。
住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	贈与者	住宅取得等資金の金額	非課税の適用を受ける金額	課税価格に	修正ボタン	削除ボタン
				算入される金額 選択した課税制度		
1	山田 和夫	10,000,000円	10,000,000円	0円	修正	削除

[贈与者\(非課税の適用を受ける財産\)を追加する](#)

上の入力結果表に表示されている項目以外を修正する場合は右のボタンをクリックしてください。 [修正\(適用要件チェックへ\)](#)

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	山田 雅子	特例贈与財産	令和2年7月4日	現金、預貯金等	1,100,000円	修正	削除
2							
3							

[贈与者を追加する](#)

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000 万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相対精算課税の適用を受ける財産
(特別控除額 最高 2,500 万円)

相対精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。
※ 相対精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。

[戻る\(提出方法の選択等へ\)](#) [入力データの一時保存\(作成を中断する場合\)](#) **[入力終了\(次へ\)>](#)**

内容を確認し
『**入力終了(次へ)>**』を
クリック

税額確認

マイナンバーカード

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。

暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分 / 銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額
i 特別贈与財産分	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 普通預金	令和2年 7 月 4 日 1,000,000円
		円
	特別贈与財産の価額の合計額	(1) 1,000,000円
ii 一般贈与財産分		円
		円
	一般贈与財産の価額の合計額	(2) 円
	配偶者控除額	(3) 円
暦年課税分の課税価格の合計額	(4) 1,000,000円	
基礎控除額	(5) 1,100,000円	
(5)の控除後の課税価格	(6) 0円	
(6)に対する税額	(7) 0円	
外国税額の控除額	(8) 円	
医療法人持分税額控除額	(9) 円	
差引税額	(10) 0円	

Ⅲ 相続時精算課税分

Ⅰ 相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	円
Ⅱ 相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	円

Ⅲ 相続時精算課税分

Ⅰ 相続時精算課税分の課税価格の合計額	(11)	円
Ⅱ 相続時精算課税分の差引税額の合計額	(12)	円

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額	(13)	1,000,000円
差引税額の合計額	(14)	0円
農地等納税猶予税額	(15)	円
株式等納税猶予税額	(16)	円
特例株式等納税猶予税額	(17)	円
医療法人持分納税猶予税額		円
事業用資産納税猶予税額		円
申告期限までご納付すべき税額		0円

今回の納税額になります

住宅取得等資金の非課税の計算結果を見る

あなたが令和3年3月15日(月)までご納付すべき令和2年分の贈与税額は
0円です。

< 戻る

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

入力終了(次へ) >

内容確認後『入力終了(次へ) >』をクリック

本人情報入力

マイナンバーカード

住所・氏名等の入力

※ 所得税等で納税地の届出をされている方は、こちらをご参照ください。

1 郵便番号 ※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から検索できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。 ※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。	[半角数字3桁] - [半角数字4桁] [] - [] <input type="button" value="住所検索"/>
2 住所 ※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。 ※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。	都道府県市区町村 <input type="button" value="市区町村選択"/> [都道府県市区町村と合計で全角28文字以内(数字等も全角)] [全角28文字以内(数字等も全角)] (例) アパート名、専業
3 申告書等を提出する税務署名 【必須】 税務署の所在地及び管轄区域	都道府県: [- 選択してください -] 税務署名: [] 税務署
4 申告書等を提出する年月日	[令和] [] 年 [] 月 [] 日
5 あなた(財産を取得した方)の氏名 【必須】 フリガナ	[全角カナ11文字以内] セイ: [] (例) コウセイ メイ: [] (例) タロウ
6 あなた(財産を取得した方)の氏名 【必須】 漢字	[全角10文字以内] 姓: [] (例) 田中 名: [] (例) 太郎
7 マイナンバー(個人番号) ※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。	[半角数字4桁] - [半角数字4桁] - [半角数字4桁] [] - [] - [] <input type="checkbox"/> マイナンバーの入力値を表示する。
8 職業	[全角11文字以内] [] (例) 会社員
9 電話番号	[半角数字合計14桁以内] [] - [] - []

ご自宅郵便番号を入力後『住所検索』をクリックで「2.住所」欄に町名まで表示され「3.申告書等を提出する税務署」に管轄の税務署が表示されます

手続きをしている日を入力

ご自身の内容を入力

すべて入力後『申告書等作成終了 次へ>』をクリック

住宅ローン控除の申告からデータを引き継いだ方は入力されています

✓ 申告書等作成終了

次へ>

帳票確認・データ保存①

マイナンバーカード

送信前の申告内容確認

確認する帳票の選択

確認する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名	枚数(枚)	容量(KB)
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書等送信票(兼送付書)	2	22
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表【申告内容確認票】	1	56
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表の二【申告内容確認票】	1	52

i 確認の手順

手順1 右の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。

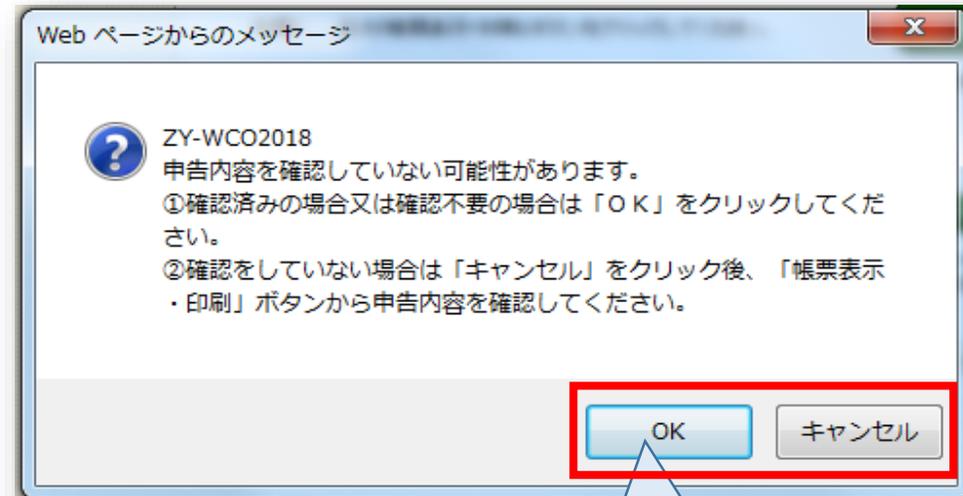
手順2 画面下に表示される通知の「ファイルを開く」をクリックして帳票を表示し、内容に誤りがないか確認してください。

[一帳票の確認で分からないことがある方はこちら](#)

< 戻る 入力データの一時保存 (作成を中断する場合) **確認終了(次へ) >**

『帳票表示・印刷』をクリックし、表示されるPDFを確認、保存してください
※申告前のPDFとなります

保存終了後、『確認終了(次へ) >』をクリック



※『帳票表示・印刷』をクリックせず『確認終了(次へ) >』をクリックすると表示されます

PDF保存している場合は『OK』
保存していない場合は『キャンセル』を押して再度左の画面に戻りPDFの保存をお願いします

帳票確認・データ保存②

「送信準備」画面に移行
最下部までスクロールし
青枠内『入力データ一時保存』
をクリック

データ保存完了後
『入力終了(次へ) >』をクリック

※ 『入力データの一時保存』をクリックせず
『入力終了(次へ)』をクリックすると
前ページ右と同じ画面が表示されますので
青枠からのデータ保存をしている場合は『OK』
保存していない場合は『キャンセル』を押して
データ保存を行ってください

データの保存
これまでに入力した内容を「申告書データ(.data)」として保存します。
保存したデータは、トップ画面から申告書の作成を再開する場合や、翌年
以降、申告書を作成する場合に利用できます。
→保存したデータを利用して作成を再開する方法

データの保存方法
手順1 下の「入力中のデータをダウンロードする」をクリックします。
手順2 画面下部中央に以下の案内が表示されますので、「▼」をクリックしてから「名前を付けて保存」をクリックします。
※ 「ファイルを開く」をクリックすると、手順2以外のことをすると、データが破損することがあります。
手順3 保存先にデスクトップを選択して、保存します。
→データ保存の手順は保存先画面で確認するはこちら
→データの正誤に保存できなかった方はこちら

(注) 保存したデータは確定申告書作成コーナートップ画面「保存データを利用して作成」から読み込んで使用するための
ものです。
デスクトップ上で保存したデータを操作するとデータが破損してしまい、ご利用できなくなる場合があります。

↓ 入力中のデータをダウンロードする

青枠『入力データの一時保存』から
作成しているデータを保存できます

申告手続きを中断する、申告した内容を
修正する場合等に必要となるため保存をお願いします

電子申告手続き

国税庁 NIPPON TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

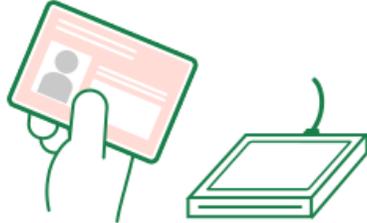
よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

マイナンバーカード
申告書等送信

[入力するパスワードについてはこちら](#)

電子証明書の読み取り



マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし「次へ」をクリックしてください。

パスワードの入力画面が表示されますので、署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以内）を入力してください。

次へ

エラーの対応方法
必ず「入力データの一時保存」ボタンよりデータの保存を行ってからエラーへの対応を行ってください。
エラーへの対応後、一時保存したデータを読み込んで申告書等データの送信を再開することができます。

1. 「入力データの一時保存」ボタンよりデータの保存を行ってください。
2. 以下をご確認いただき、エラーへの対応を行ってください。

[エラー対応方法](#)

< 戻る 入力データの一時保存 (作成を中断する場合)

①『次へ』をクリック

②青枠内に6～16桁のパスワードを入力し赤枠内の『OK』をクリック

注意：パスワードは5回間違えるとマイナンバーカードを利用した申告が出来なくなります

マイナンバーカード ログイン

公的個人認証 署名用パスワードを入力して下さい。

パスワードの入力画面
パスワード（英数字6文字以上16文字以内）

パスワード(P)

OK キャンセル

署名用パスワードは英数字8桁～16桁（英字と数字両方が必要）です。本パスワードは5回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。
ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

申告書送信②

電子証明書の内容確認

電子証明書の情報は次のとおりです。

電子申告等データに署名を行いますので、「次へ」ボタンをクリックしてください。

発行元: Japan Agency for Local Authority Information Systems
発行先: 202002171716040000013208007B
有効期間: 2020/2/17~2023/10/24

戻る

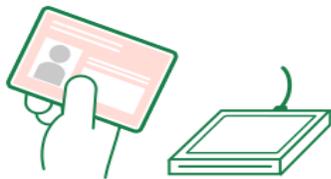
①次へをクリック

次へ

③以下の表示が出るため
青枠に4桁のパスワード(利用者証明用パスワード)を入力し赤枠の『OK』をクリック

**注意：パスワードは3回間違えると
マイナンバーカードを利用した
申告が出来なくなります**

電子申告等データの送信



マイナンバーカードをICカードリーダーにセットし「送信」ボタンをクリックしてください。

パスワードの入力画面が表示されますので、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)を入力してください。

②送信をクリック

送信

個人番号カード ログイン

公的個人認証 利用者証明用パスワードを入力して下さい。

パスワード(P)

OK

キャンセル

利用者証明用パスワードは数字4桁です。本パスワードは3回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

申告書送信③

送信結果の確認

電子申告等データを送信しました。

1 送信結果の内容は以下のとおりです。

受付時間: 2021/01/26 20:56:13
利用者識別番号: [REDACTED]
受付番号: [REDACTED]

2 送信したデータは受付処理中です。 「受付結果確認」ボタンをクリックし、受付結果を確認してください。 (受付結果が表示されるまで時間がかかる場合があります。)

受付結果確認

『受付結果確認』をクリックすると
右画面へ移行するため
『送信終了(次へ)>』をクリック

受付結果の確認

電子申告等データを正常に受け付けました。

右端にあるスクロールバーを下に動かして、内容を確認してください。

提出先: [REDACTED] 税務署
利用者識別番号: [REDACTED]
氏名又は名称: [REDACTED]
受付番号: [REDACTED]

※ 後で受付結果を確認する場合は、メッセージが
い(確認方法は、よくある質問で検索できます。)

添付書類をPDFで送る場合は
こちらをクリック
送信方法等は画面に沿って
お手続きをお願いします

添付書類のイメージデータ送信

○ 添付書類のイメージデータ送信を行う方

e-Taxで贈与税申告を提出(送信)する場合、別途郵送等で書面に
する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージ
(PDF形式)により提出できます。
添付書類をイメージデータ(PDF形式)により送信する方は、「添付書
の送信」ボタンをクリックしてください。

添付書類(PDF)の送信

○ 添付書類のイメージデータ送信を行わない方

添付書類のイメージデータ送信を行わない方は、画面下の「送信終了(次へ)
>」ボタンをクリックし、次の画面に進んでください。

了(次へ)>」をクリックし、送信した申告書等の内容確認画面へ進んでください。

< 戻る

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

送信終了(次へ)>

帳票印刷・申告後データ保存①

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

マイナンバーカード
送信票兼送付書等印刷

印刷に当たっての留意事項

送信票兼送付書等はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷しますので、インストールしていない方は、「[推奨環境](#)」のバージョンを確認し、ダウンロードしてください。
→ダウンロードはこちら

送信票兼送付書等は、A4サイズの「[普通紙](#)」を使用して、**白黒又はカラーで片面印刷**してください。

プリンタをお持ちでない方は、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して送信票兼送付書等の印刷をすることができます。
→[プリントサービスの詳細はこちら](#)

印刷する帳票の選択

印刷する必要がない帳票については、項目のチェックを外してください。

チェック	項目名	枚数(枚)	容量(KB)
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書等送信票(兼送付書)	2	22
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表【申告内容確認票】	1	56
<input checked="" type="checkbox"/>	贈与税の申告書第一表の二【申告内容確認票】	1	52

i 印刷の手順

手順1 右の「**帳票表示・印刷**」ボタンをクリックしてください。

手順2 画面下に表示される通知の「ファイルを開く」をクリックして帳票を表示し、印刷してください。
→[帳票の印刷で分からないことがある方はこちら](#)

< 戻る 入力データの保存 **✓ 送信・印刷終了 次へ >**

『**帳票表示・印刷**』をクリックし
申告後の確定申告書をご確認、印刷
PDFデータの保存をお願いします

印刷した帳票の中にある
『**申告書等送信票(兼送付書)**』を
添付して**必要書類を税務署へ送付**します

完了後、『**送信・印刷終了 次へ**』
をクリック

帳票印刷・申告後データ保存②

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和2年分 贈与税の申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

終了(確認)

マイナンバーカード
申告書を送信した後の作業について

i マイナンバーカードの有効期限にご注意ください
平成29年(2017年)中にマイナンバーカードを取得された方については、令和3年(2021年)中に電子証明書の有効期限が切れる場合があります。
電子証明書の有効期限が切れるとe-Taxをご利用できなくなります。
更新は有効期限の3ヶ月前から可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で、お早めの更新をお願いします。
[→有効期限の確認方法はこちら](#)

入力データの保存
入力データを保存しておくことで、来年の申告書等の作成に利用することができます。
入力データを保存する

添付書類の提出準備
以下の添付書類を準備してください。
(主) イメージデータ(PDF形式)により提出(送信)した書類については、別途郵送等により税務署に提出する必要はありません。
● 住宅取得等資金の非課税の適用に必要な書類
詳細は、作成コーナーで印刷した『住宅取得等資金の非課税』の添付書類のご案内をご覧ください。

他の申告書等を作成する方へのご案内
住所・氏名等の情報を引き継いで所得税などの申告書等や他の年分の申告書を作成することができます。
作成しない方は「終了する」ボタンを押してください。
他の申告書等を作成する

前に戻る **終了する**

『**入力データを保存する**』をクリックし
作成データの保存をお願いします

保存完了後、ページ下部へスクロール

赤枠の『**終了する**』をクリック
表示画面で『**はい**』をクリックして終了です

確定申告書類提出方法・提出期限

〈注意事項〉

- 贈与申告用PDF53ページの提出書類と住宅ローン控除も申告をする方は
住宅ローン控除用PDF(単独名義：83ページ・共有名義：86ページ)の
提出書類を管轄の税務署に郵送または持参して提出してください
- 贈与申告がある方は、2021年2月1日～2021年3月15日までに
提出が必要となりますのでご注意ください

◎税務署へ持参する方は入場整理券が必要ですので、管轄の税務署へご確認ください

提出書類一覧 ～贈与申告～ ※住宅ローン控除がある方は住宅ローン控除申告用PDFもご確認ください

チェック欄	書類名	取得場所	備考欄
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本(原本)	本籍地の役所	贈与者と受贈者の関係がわかるもの
<input type="checkbox"/>	全部事項証明書(土地・建物)(原本)	法務局	所有権移転後のもの ※住宅ローン控除と一緒に申告する場合は1部で可 マンション購入者は建物のみ
<input type="checkbox"/>	売買契約書もしくは請負契約書	不動産会社	※住宅ローン控除と一緒に申告する場合は1部で可 マンション購入者は売買契約書のみ
<input type="checkbox"/>	令和2年分源泉徴収票		※住宅ローン控除の申告を提出している場合省略可
<input type="checkbox"/>	中古住宅で基準の建築年数を超えた場合の 証明書類		該当の場合のみ (耐震基準適合証明書・既存住宅性能評価書・ 既存住宅売買瑕疵保険の保険付保証明書等)
<input type="checkbox"/>	省エネ住宅取得の確認資料		該当の場合のみ (住宅性能証明書、建設住宅性能評価書等)
<input type="checkbox"/>	申告書等送信票 (兼送付書)		電子送信後作成した申告書のPDFより出力

お疲れさまでした

ご不明な点等ございましたら

リビングコールセンター 0120-876-132

または

リビングライフ ローン課 ro-n@living-life.co.jp

までご連絡ください

